

協会FAXニュース No.241

今号はA4で2枚です（医科・歯科共通）

2024年1月18日
富山県保険医協会

令和6年能登半島地震の被災者が受診した場合の対応

能登半島地震で被災された方への保険診療の対応は、原則、通常の場合と同様になります。

ただし、厚生労働省が示した事務連絡を根拠に、

- 被災者は、保険証等の提示がなくても保険診療を受けることができます
- 被災者は、医療機関窓口での支払いが不要になる場合があります

取扱いの概要については本FAXニュースにて、詳しい内容や上記以外の地震に関する取扱いについては協会ホームページや厚労省ホームページ等にてご確認ください。

被災者は、保険証の提示がなくても保険診療を受けることができます

被災者は被保険者証等を提示できない場合であっても、医療機関を受診することができます。

この場合、医療機関は、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、被用者保険（社保）の被保険者の場合は事業所名、国保または後期高齢者医療制度の被保険者は住所（国保組合の被保険者はこれらに加えて組合名）を可能な限り把握します。

レセプトの作成方法等については、厚労省事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（平成25年1月24日付）に準じて対応します（事務連絡は協会ホームページにて参照できます。レセプト作成の必要が生じた場合はご確認ください）。

被災者は、医療機関窓口での支払いが不要になる場合があります

被災者が医療機関を受診した場合などにおいて、一部負担金の支払いが不要になる場合があります。

主な内容は以下、及び次のページのとおりです。

一部負担金の猶予・免除に関する主な内容 <small>※厚労省事務連絡を基に協会の作成</small>	
対象期間など	<p>【対象期間】 2024年9月末まで延長（今後の状況によって延長の可能性あり）</p> <p>【対象となる医療】 次の患者負担（支払い）が不要になる 診療報酬の一部負担金、調剤報酬（保険薬局）の一部負担金、訪問看護療養費の一部負担金 <small>※入院時食事療養費、入院時生活療養費の標準負担額は対象外</small></p>

次のページに続く

◆次のページにある「別紙1」「別紙2」の対象は、協会ホームページや厚労省ホームページ等にてご確認ください（この間、変更や追加が行われています）。

一部負担金の猶予・免除に関する主な内容（続き）

※厚労省事務連絡を基に協会の作成

窓口での支払いが不要になる対象者	<p>◆（１）と（２）の両方に該当する方</p> <p>（１）以下①～③のいずれかに該当する方 ※別紙１・２は厚労省ホームページ等を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「別紙１」にある市町村国保の被保険者 ②「別紙１」にある後期高齢者医療制度の被保険者であって、災害救助法の適用市町村に住所を有する方 ③「別紙２」にある健保組合、国保組合、協会けんぽの被保険者または被扶養者であって、災害救助法の適用市町村に住所を有する方（被災以降、適用市町村から転入した方を含む） <p>（２）令和６年能登半島地震により、以下の①～⑤のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方 ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方 ③主たる生計維持者の行方が不明である方 ④主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した方 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
	<p><令和６年能登半島地震における災害救助法の適用市町村></p> <p>【富山県】 富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、朝日町（魚津市、入善町を除く市町村）</p> <p>【石川県】 金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町（野々市市、川北町を除く市町）</p> <p>【新潟県】 と【福井県】 の対象自治体は略</p>
医療機関での確認、記録等の対応	<p>◆上記（１）に該当する被保険者または被扶養者かどうかを確認する</p> <p>→被災者が被保険者証等を提示できない場合には</p> <ul style="list-style-type: none"> ①健康保険法または船員保険法の被保険者または被扶養者の場合は、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先 ②国保の被保険者又は後期高齢者医療制度の被保険者である場合は、氏名、生年月日、住所及び連絡先（国保組合の被保険者は、これらに加えて組合名）を診療録等に記録する <p>◆上記（２）に該当する内容（申し立ての内容）を確認し、診療録等の備考欄に簡潔に記録する</p> <p>→申し立てた内容について、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に伝える</p>
レセプト作成・請求	<p>◆上記の要件に該当し、被災者の一部負担金の支払いが不要となった場合、医療機関等は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関へ請求する</p> <p>◆レセプトの作成方法等については、厚労省事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（平成25年1月24日付）に準じて対応する（事務連絡は協会ホームページにて参照できます。レセプト作成の必要が生じた場合はご確認ください）</p>

事務連絡
令和6年3月1日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における
一部負担金等の取扱いについて(その8)

令和6年能登半島地震に伴う災害の被災に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保険医療機関等、被保険者及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願ひしたい。なお、周知に当たっては参考資料の「医療機関・薬局向けリーフレット」及び「患者向けリーフレット」を各保険医療機関、避難所等に配布いただき、特に「患者向けリーフレット」については、院内掲示、窓口での配布等を促していただきたい。

(令和6年2月2日付け事務連絡から、下線部及び別紙1・別紙2を更新)

また、下記の一部負担金等の取扱いについては、「令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いに関するQ&Aについて」(令和6年1月23日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡)(<https://www.mhlw.go.jp/content/001196322.pdf>)を作成していることから、必要に応じて参照いただくよう併せて周知いただきたい。

記

1に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第5条、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第4条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)第5条及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第

80号)第13条の規定による一部負担金等の支払いを受けることを、2に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費（保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。）については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 以下に掲げる被保険者又は被扶養者であること。

- ① 別紙1に掲げる市町村の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第5条の被保険者（市町村国保の被保険者）
- ② 別紙1に掲げる後期高齢者医療広域連合の被保険者であって、令和6年能登半島地震に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者
- ③ 別紙2に掲げる健康保険組合又は国民健康保険組合若しくは全国健康保険協会の被保険者又は被扶養者であって、令和6年能登半島地震に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者（被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。）

(2) 令和6年能登半島地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和6年9月末までの診療、調剤及び訪問看護

3 医療機関等における確認等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等を提示できない場合には、

- ① 健康保険法又は船員保険法の被保険者又は被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者である場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名）

を診療録等に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

4 その他

(1) 本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（別添）に準じて取り扱われたい。

ただし、当該事務連絡の2の適用については、審査支払機関へのレセプト提出にあたって、紙レセプトを原則とはせず、通常と同様の形式（電子レセプト又は紙レセプト）による請求とすること。

(2) 取扱いの期間については、当面の対応として期限を設けているが、被災状況や保険者の意向等を勘案し、適時に延長を行うことを想定している。

事務連絡
平成25年1月24日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて

北海道における暴風雪被害に係る診療報酬の請求等の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体への周知徹底を図るようよろしくお願いしたい。なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、後日事務連絡が発出されるものであること。

記

1 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱い等について

(1) 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて
被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求については、以下の方法により診療報酬の請求を行うものとする。

- ① 保険医療機関においては、受診の際に確認した被保険者の事業所等や過去に受診したことがある医療機関に問い合わせること等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を記載すること。
- ② 保険者を特定した場合にあっては、当該保険者に係る保険者番号を診療報酬明細書(以下「明細書」という。)の所定の欄に記載すること。
なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤色で「不詳」と記載すること。
- ③ 上記①の方法により保険者を特定できないものにあっては、住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先について、明細書の欄外上部に記載し、当

該明細書について、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ提出する分、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）へ提出する分、それぞれについて別に束ねて、請求するものとする。

なお、請求において、国民健康保険の被保険者である旨、国民健康保険組合の被保険者である旨及び後期高齢者医療の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国保連に、被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては支払基金に請求するものとする。また、支払基金か国保連のいずれに提出すべきか不明なレセプトについては、保険医療機関において、可能な限り確認した上で、個別に判断し、いずれかに提出すること。

- ④ 保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分は、当該不明分につき診療報酬請求書を作成する方法（通常通り、国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成すること）で、支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、その横に一括して所定事項（件数、診療実日数及び点数等）を記載すること。

- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられたものに関する取扱い

健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられた者については、当該減免措置の対象となる明細書と減免措置の対象とならない明細書を別にして請求すること。（以下の事務連絡参照。）

なお、減免措置等に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で「災①」と記載するとともに、同一の患者について、減免措置等に係る明細書と減免措置等の対象とならない明細書がある場合には、双方を2枚1組にし、通常の明細書とは別に束ねて提出すること。

ただし、同一の患者について、減免措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で「災②」と記載することとし、被災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載すること。

また、減免措置に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）に基づき記載すること。

- ・ 災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について（平成24年11月28日厚生労働省保険局保険課事務連絡）
- ・ 暴風雪被害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて（平成24年11月28日厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）
- ・ 暴風雪に伴う被害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて（平成24年11月28日厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）

- (3) 被保険者証等により受給資格を確認した者の取扱いについて

被保険者証等により受給資格を確認した場合については、従来通りの方法に加え、(2)の方法により行うものとする。

- (4) 調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。

なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせること等により、保険者の確認を行うこととし、平成25年1月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

2 レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書等については、電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。（電子レセプトにより請求する際には別添の事項を参考として記載すること。）

電子レセプトの記録に係る留意事項

本事務連絡に基づき診療報酬等を請求する場合には、電子レセプトの記載について以下の点に留意すること。なお、システム上の問題等によりこれらの方法によって電子レセプトによる請求ができない場合には、紙レセプトにより請求することとする。

1. 事務連絡1(1)②関連(保険者を特定できた場合)

保険者を特定した場合であって、被保険者証の記号・番号が確認できない場合は、

- 被保険者証の「保険者番号」を記録する。
- 被保険者証の「記号」は記録しない。
- 「番号」は「99999999(9桁)」を記録する。
- 摘要欄の先頭に「不詳」を記録する。
- 保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録し、摘要欄に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡を記録する。

2. 事務連絡1(1)③関連(保険者を特定できない場合)

保険者を特定できない場合には、

- 「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録する。
- 被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録する。
- 被保険者証の記号・番号が確認できない場合は上記1と同様に、
 - 「記号」は記録しない。
 - 「番号」は「99999999(9桁)」を記録する。
 - 摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する。

3. 事務連絡1(2)関連

本事務連絡1(2)において、「明細書の欄外上部に赤色で災1と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項に「96」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災1」と記録する」こと。

また、「災2と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災2」と記録する」こと。

4. 事務連絡1(4)関連(調剤レセプトの場合)

処方せんを発行した保険医療機関について、「都道府県番号」、「点数表番号」又は「医療機関コード」のいずれかが不明な場合には、「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」の全てを記録せず、「保険医療機関の所在地及び名称」欄に、当該保険医療機関の所在地及び名称を記録すること。

1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		

